

【自動車関係諸税

- ・エネルギー関係諸税】

○自動車関係諸税の21年度税収の内訳

自動車関係諸税の暫定上乘せ分の税収は、国分1.7兆円、
地方分0.8兆円（21年度）

（単位：億円）

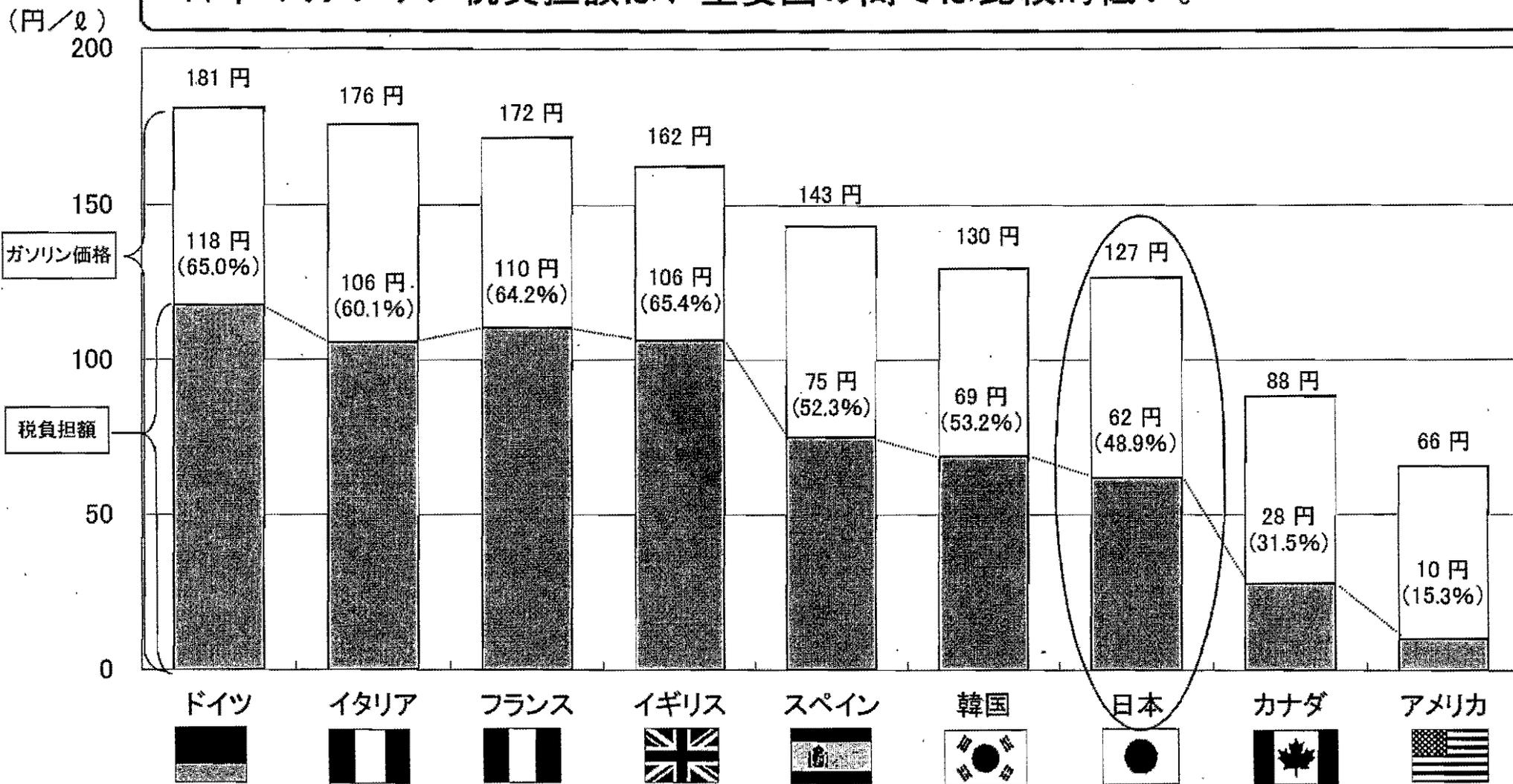
税目	21年度	21年度	
		本則税率相当	暫定上乘せ分相当
国	揮発油税	26,280	13,140
	石油ガス税	130	130
	自動車重量税	6,460	2,849
	計	32,870	16,119
地方	地方揮発油譲与税	2,812	2,379
	石油ガス譲与税	133	133
	自動車重量譲与税	3,300	1,455
	自動車取得税	2,533	1,698
	軽油引取税	9,277	4,335
	自動車税	16,470	16,470
	軽自動車税	1,743	1,743
計	36,268	28,213	
合計	69,138	44,332	24,806

（注1）地方揮発油譲与税には、20年度中に課された地方道路税に対応する地方道路譲与税を含む。

（注2）計数は、整理の結果、異動を生ずることがある。

日本と諸外国のガソリン価格・税負担額の比較(2009年8月)

日本のガソリン税負担額は、主要国の間では比較的低い。

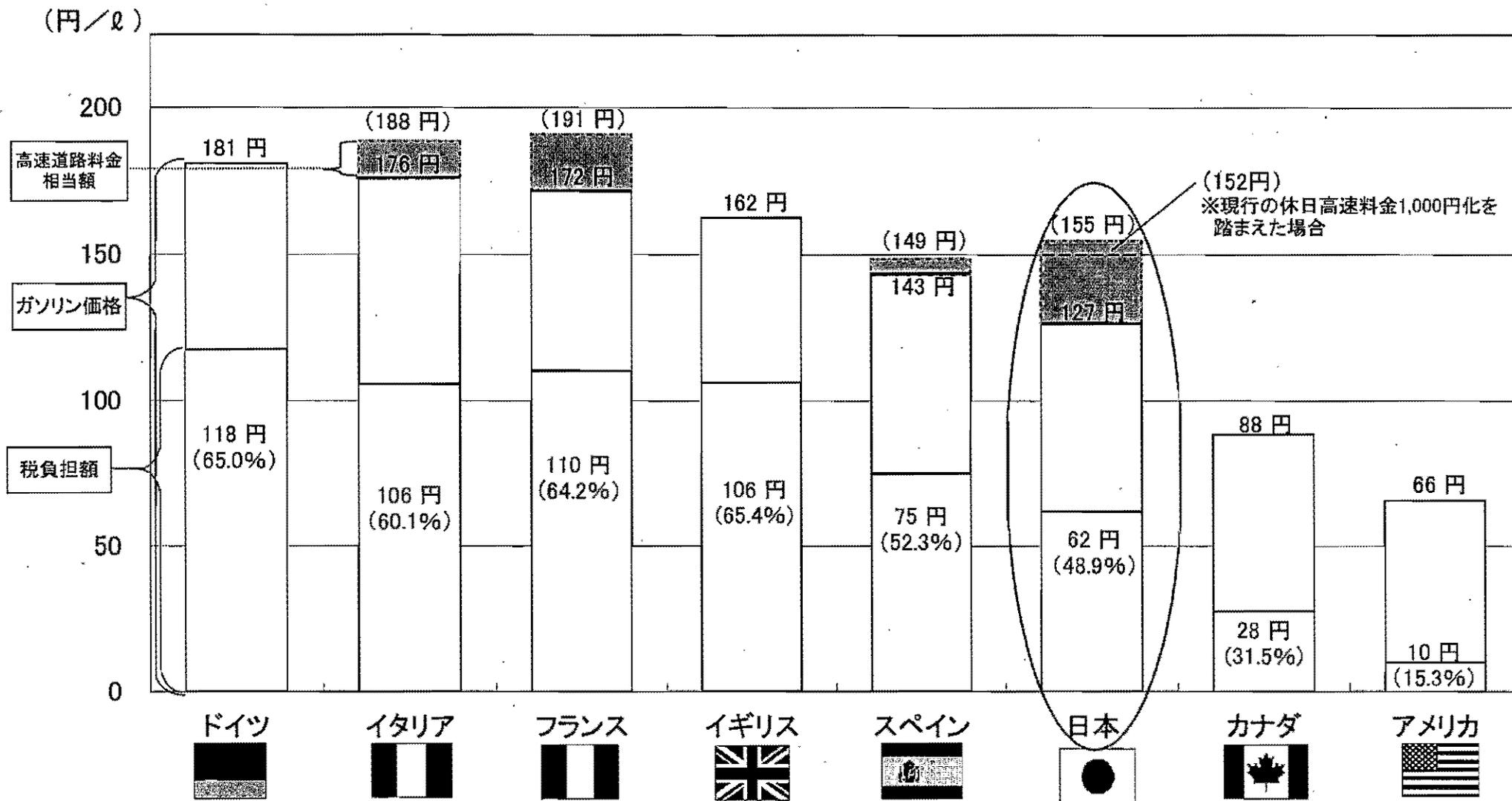


(注1) 英、独、伊、仏、西、加、米は2009年8月時点IEA調べ。日本は2009年8月31日、石油情報センター調べ。韓国は2009年8月第4週、韓国石油公社調べ。

(注2) 日本の税負担額には揮発油税、石油石炭税、消費税が含まれる。

(注3) 邦貨換算レート：1ドル=約95円、1カナダドル=約87円、1ポンド=約157円、1ユーロ=約135円、100ウォン=約8円（2009年8月の為替レートの平均値、Bloomberg）

日本と諸外国のガソリン価格・税負担額／高速道路料金の比較(2009年8月)



(注1) ガソリン価格については、英、独、伊、仏、西、加、米は2009年8月時点IEA調べ。日本は2009年8月31日、石油情報センター調べ。

(注2) 日本の税負担額には揮発油税、石油石炭税、消費税が含まれる。

(注3) 邦貨換算レート：1ドル＝約95円、1カナダドル＝約87円、1ポンド＝約157円、1ユーロ＝約135円（2009年8月の為替レートの平均値、Bloomberg）

(注4) 高速道路料金相当額については、伊、仏、西は、欧州道路連盟「European Union Road Statistics BOOKLET 2009」による2007年の高速道路料金を、欧州委員会のHP（Market Observatory / Oil Bulletin）に掲載されている2007年のガソリン及びディーゼルの消費量の総和にて除した値（消費量の重量表記については、JIS規格による自動車ガソリン及び軽油の密度により変換して計算）。日本は、国土交通省試算による平成20年計画額を、2007年の揮発油及び軽油の課税数量の総和にて除した値。英は、高速道路料金収入の金額が僅少のため捨棄している。米、加は、特定の地域における有料道路料金収入があるが捨棄している。

我が国の温室効果ガス排出量

2007年度における我が国の排出量は、基準年比9.0%上回っており、議定書の6%削減約束の達成には、9.6%の排出削減が必要。
 (原子力発電所の利用率を84.2%と仮定した場合、排出削減必要量は4.6%)

